

## 関宿領水土功績者船橋随庵

### — 関宿領要水論とその実践 —

林 保

#### はじめに

船橋氏の仕官録によると、初代は船橋八郎左衛門とあり、高二百石で延宝三（一六七五）年乙卯五月、世喜宿藩久世広之により召し出されている。広之五万石の時に当たる。八郎左衛門の本国は近江、生国は加賀となっている。広之が下総国世喜宿城に封じられたのは、寛文九（一六六九）年己酉七月八日よりとあることから、船橋八郎左衛門が久世氏の家臣となったのは、それより五年後のこととなる。以来久世氏と共に、備中国庭瀬・丹後国龜山・三河国吉田城と、転封をくり返し、再び関宿城地へ再封されたのが、宝永三（一七〇六）年丙戌三月八日で、廃藩になる迄、船橋氏は久世氏と行を共にする。

船橋氏は二代傳太夫周裡・三代惣右衛門傳六・四代八郎左衛門為治・五代傳太夫元三郎・六代傳太夫巨と続く。二代より五代までは百五十石と記され、傳太夫巨（随庵）の時に二十石加増され、百七十石となる（二十石の加増については後述）。久世氏と船橋氏との関係は概略は以上のようであるが、船橋氏は、学者として召し抱えられたのではなく、一般的な武士として召し抱えられたと考えられる。その理由は、武士の

表芸ともいふべき武術に、代々の者が優れていて、藩の家臣の師範的立場にいたことが、随所に記録されていることから推察できる。初代広之が御家の流派として定めた宝蔵院流鎗術の達者が、代々船橋氏から輩出していることで解る。随庵も又同じであった。

#### 一 随庵略歴（傳太夫巨・惣信）

仕官録によると、随庵は文化八（一八一二）年辛未年十一月九日初めて御目見、歳十八歳とある。この時の名は元三郎。同九（一八一三）年壬申年六月五日に巨と改名。更に嘉永六（一八五三）年癸丑正月十四日、藩主広周の命により傳太夫を襲名する。随庵を号するのは、文久元（一八六一）年辛酉十二月二十日である。以後この号を使い続けることになる。安政三（一八五六）年丙辰五月二十二日、六十一才の時隠居願を提出し、許可され、家督は碎元三郎にゆずり、扶持高百七十石も元三郎の相続することとなり、随庵は別に隠居料として三人扶持を与えられた。随庵六十一才の時である。隠居後農制学の研究に没頭し、数多くの著書を残すことになる。

随庵が初めて御目見した藩主は、文化八年という年代から考えると、

広營ひろやすの頃になる。その後藩主の家督相続の年代から結びつけていくと、随庵じゆあんは広運ひろたか・広周ひろちかと二代の藩主の下で、家臣としての努めに出精することになり、大方の見方である儒学者・土木治水家としての随庵は広周が老中職を勤めた嘉永年間より、その頭角を現し、豊かな藩領作りに力を発揮する様になる。随庵の仕官録から読み取れる随庵像は、御家流宝蔵院流鎗術の達人で師範格の身分で、家臣等の鎗術世話方を、長年にわたって勤め、その技を御書院の庭で藩主・重役に披露し、御意を得ている。

又、劍術は心流劍術（父傳太夫は居合術の達人）を極め、その他に馬術・竹林流弓術・柔術・水練・砲術等武士の表芸ともいべき、すべての武術に優れ、馬術・水練の術を除いてはすべて、御書院庭において披露し、その度御褒美あるいは御吸物・御酒等のふるまいを受けている。馬術は調練場、水練は江戸川等でその技を磨き、指導にも当たっている。いわば武芸百般にわたって出精した。立派な武士であったといえる。平和になれ武芸鍛錬を怠ることのない武士であったことが解る。特に広周の時代には、外国船の渡来等により、沿岸防備の策を講じ、水戸の烈公・斉昭に尊王攘夷の書を献じ、烈公から特に御親書を頂いた名譽な事もあり、旧方式の兵法から洋式兵法を研究し、洋式火術、洋式調練、大砲の鑄造法（藩財政の事情から江川太郎左衛門への門弟を出すことができなかった）等、西洋の情報を取り入れることにも出精した。更に倅元三郎にこれらを伝えている。幕末期に特に緊急的に必要とされたのが、火薬の大量製造であった。このことについても、藩領谷貝町本陣（名主）初見家に、火薬数千貫の製造を依頼している。随庵が力を入れたのは、平穩

な生活になれすぎた家臣団が、いざという時に本領が発揮できるかどうかの危惧であった。そのために広周に「農兵隊」の設置を建言し、体力に優れた百姓の若者を各村毎に徴募し、武技を指導しそれぞれの村々は、それぞれの村民により防備できる体制を作ることを進めたのである。

次の資料は西泉田村（境町西泉田）麻生稔家に残る農兵隊資料である。

#### 擊劍教導場

麻生常陸之輔ノ後胤麻生丹治、同対馬子孫代々文武両道ヲ好ミ、神道無念流、武州埼玉郡上清久村戸ヶ崎熊太郎之門弟ニシテ、別ニ養道軒ト号ス。今師ハ関宿ノ城主久世大和守江ツカエ、御出馬ノ御共ニテ農兵御取立仰セ付ケラレ、名字帯刀・劍術教授方仰セツケラレ候者ニテ、今ハ麻生滿福ト号ス。門弟モ百五十名ニ余リ、是ハ何事モ身ヲ修メ、家整ヒ候為、大キクハ天下ノ為、非常ニハ忠勤ヲ働キ申ス可ク候ナリ。

とあり、猿島領内の農兵隊養成の中心的道場が、西泉田の麻生家であったことを証明するものであり、この他に門弟の稽古帳が残されているが、門弟のほとんどが名字がなく、名前だけであることから、百姓の子弟のための教導場であり、幕末期に関宿城の守備にまであたることになる。随庵の農兵論が実際として結実したものといえる。随庵は古兵法の研究にも通じ、特に竹中半兵衛の伝えた兵法を研究し、田制関係の著書と同じ位の部数を著していると言われ、書名等については飯島博氏によって紹介されているが、現在これらの著書についてはその所在を残念ながら知

ることができない。

## 二 船橋随庵の孫周済の記録（取調書）

船橋随庵（以後、翁と書く）の孫に当たる周済が、周済の母（眼病により半ば失明状態）から聞かされ、又、周済の眼に映じた祖父の日常生活や事蹟について「船橋随庵取調書」という標題の文書がある。「取調書」とあるが、内容的には、「履歴書」とも「事蹟書」ともとれるものである。この記録をもとに、翁の生活ぶりや、学問（田制学）や治水土木事業等に、情熱を傾け尽くし、関宿藩の財政危機の立て直しに力を尽くし続けた翁のアウトラインを記すことにした。

### 取調書（明治四年―一八七二）

一、船橋傳太夫 諱ハ愨信（はるのぶ又はあきのぶ）初メ愨統ト云ヒシガ先帝ノ御名ト同意ナルヲ以ッテ御名ヲ汚サンコトヲ恐レテ、後、信ト改ム。字ハ随庵。幼字ハ巨。

一、父傳太夫諱ハ周能（周済の父）

一、母浅賀氏

一、周能ノ次男

一、遺族 現時戸主孫周済 家族七人

一、職業 小学校備教員（周済）

一、住所 埼玉県北埼玉郡新郷村大字上新郷三百五十九番地

一、生活度 祖父随庵、清廉ニシテ王事ニ勤メ、万民ノ為ニ開削決

水ノ道ヲ講ジ、子孫ノ為ニ実禄ヲ求メズ。更ニ家財ヲ倒尽スルニ至レリ。父モ亦其ノ意ヲツギ、勤王攘夷ノ徒ニ結び、遂ニ脱藩シテ、今尚行ク処ヲ知ラズ。（中略）困窮ノ極ミ家族ヲ養ウニ足ラズ。父子兄弟殆ンド流離顛沛ニ至ラントス。

とあり、戊申戦争後の武士階級の生活が、如何に苦しいものであったかを物語っている。このような苦境は単に船橋家だけのものではなく、多くの藩士が、また同様であったのではなからうか。この苦境の中、更に周済の母は健康にすぐれず、特に眼病に悩み、その視力を失い、坐臥にも人の助けをかりなければならぬほどであった。周済は「生計當ニ急ヲ告ゲ」と記し、誠に不幸な時代であったと、その生活の度合いを言っている。翁も又周済と共に、この困窮の中で晩年を共にし、後世の為に数々の名著を書き残したのである。周済は祖父の性行を次の如く語っている。

一、性行 性質料峭、真実事ニ當ルヲ撓マズ、厭ハズ。公明慈仁、大義ノ為ニハ、其ノ身ヲ忘レ、専ラ意ヲ民事ニ注ギ、学ヲ好ミ、詩文ヲ好ミ、常ニ王室ノ式微ヲ憂ヒ、其ノ古政ニ復スルヲ思ヒ、田制学ヲ研究シ、四方勤王ノ士ト交リ、身ヲ以ッテ王事ニ当ル。當時、共ニ義ヲ結ビシ勤王ノ士、今ハ多ク故人ニ帰セシト雖モ、就中、水府烈公（徳川斉昭）ノ聴ク処トナリ、拜謁ヲ賜リ、手書ヲ下賜セラレシコトアリ。（中略）亦、経済ノ術ニ長ジ、利水墾田ノ道ニクワシ。其ノ家居スルヤ手ニ書ヲ捨テズ。而シテ手工ヲ克クス。種々ノ什器ヲ制作シ、一刻一時モ安居セズ。自ツカラ此ノ書ヲ讀ミツカル

レバ、手工ヲナシ、而シテマタ書ヲ読ム。

翁が書物から離れる時は、眠る時と食事をとる時だけであった。翁が如何なる人物であったかをよく語りつくしている。翁の学問(田制・農政)や土木決水に関する研究と実践化への情熱の傾け方は、「船橋随庵先生水土功績之碑」にも明記されているので、抜粋してみる。

我豈ニ安佚ヲ樂シマザランカ。然レドモ、人一タビ弛セバ、自ラ張ルコト乃難シ。大愚聖人ナル哉コレヲ戒シメ、而シテ、三タビ門前ヲ過グレドモ入ラザリキ。今我レ日ニ安キ家ニ就ク、況ンヤ、装ヲ解キテ、寸陰ヲ費ス可ケンヤト。

男子が一旦仕事の為に一步家を離れたからには、その事の成る迄は、たとえ我が家の門前を度々通り過ぎる様なことがあっても、家に入り、作業衣を解いて、一休みするなどということは、決してなすべき事ではないと、大愚聖人と重ね合わせて自戒している。翁の勤苦鞭力の姿は、余人には到底為し得る事ではない。翁の自分にきびしく、万民の豊かさを願つての出精ぶりは、すさまじいまでのいきさまと言えるのではないだろうか。

〔随庵墾田決水之業〕随庵開墾シテ決水ノ道ヲ講ジ、廢田ヲ起コシ熟田トセシ所、独リ旧関宿領ニノミトドマラズ、既ニ他領ニモ及ブ。蒼生ノ其ノ恩沢ニウルオウモノ挙ゲテ數フ可カラズ。就中、葛飾郡・猿島郡・都賀郡・信太郎ノ四郡ニ跨ツテハ、身ヲ粉ニシテ努力成功ヲ期シ、其ノ身ヲ忘ルルニ至ル。比年各郡市町村ノ水腐レヲ免レ、太平ヲ謳歌セシモノ、全ク翁ノ賜ナリト云ウ。翁常ニ曰ク、頻年此

ノ災厄ニ陥ルモノハ、実ニ天明年中(天明三(一七八三年)七月浅間山ノ噴火シ、河床ヲ埋メ、一雨毎ニ土砂流動シテ、河身定マラズ、決水宜シキヲ得ザルガ為ナリト。當時既ニ戸口古ノ三分ノ一ニ減少セリ。(浅間山の噴火による死者約二万人)且、関宿城ノ内外ハ、常ニ内外水ノタメニ、年々水害ヲ受ケ、十年ノ内ハ・九年ハ作ヲ失ヒ、豊年トイヘドモ、古田ハ内水ノ為ニ池沼ト変ジタリ。故ニ江戸町ノミノ税入式拾八俵ノミナリシニ、排水ノ挙アリテヨリ、式百八拾俵ノ税入ヲ見ル。又、城中・城下皆内水ノ患害ヲ被リ、年々高台ノ町家ニ引キ移リ、内水ノ引キ去ルヲ待チテ、初メテ我が家ニ帰ルヲ得タリ。一比年水害ノ為立退ト定メタル町家へハ、年頭及ビ歳暮且、寒暑見舞ヲナシ、万一二備ヘシト云フ。

自家ノ如キハ、板橋七郎右衛門ノ家ニ立チ退キタルコトアリ。故ニ口碑ニ関城ヲ浮城ト称セル由。是レヲミルニ生民一日モ安居ノ町ナク、只管塗炭ニ苦シムノミ。祖父翁コレヲ歎キ、今ニシテ決水ノ道ヲ講ゼザレバ、夫レ蒼生ヲイカンセン。若シ一日緩フセバ、一日ノ災ヲ遺シ、更ニ一年ヲユルウセバ、更ニ生民ノ糊口ヲ失ナハシムト。決然起チテ決水ノ土功ヲ企ツ。時ニ嘉永元年(一八四六)也以上は周済の記録である。関宿藩の領内の水災は古くから、ひどいものであった。特に宝曆七(一七五七)年、安永九(一七八〇)年、天明元(一七八一)年、同三年に水害復旧費を毎回五千兩宛幕府から借り入れていたくらいである。関宿藩の財政危機はその極に達していたのである。翁はこの難局を乗り切る為には、治土木の事業を今こそやりとげ

なければ、藩の崩壊につながると考え、開削決水の実行を決意するに至った経緯を知ることができる。翁は天明三（一七八三）年の浅間山の火噴火が、関宿藩の財政危機の一因であるとの立場をとっている。それは噴出物による河床上昇が、河川の排水機能を低下させ、その為に水災が多くなり、荒地の増大、農民の生活困窮からの戸口の減少、農民の階級分化が著しくなり、下層農民の農業に対する意欲の低下と経営危機等が、深刻な、問題として、浮上してきた。これらの事が翁をして、まず内水処理の為の悪水落堀と、廃田化した古田の熟田化を図る用水堀の、開削事業を並行して進めることであった。嘉永元（一八四八）年である。令五十三才。

時に藩主久世広周は、江戸城西之丸老中職にあった。「船橋氏雜書」の中に「関宿領要水論」という一文がある。内容は関宿用悪水堀の開削と整備に関するものである。翁が広周公に関宿藩の財政危機脱出の為に提出した建白書と、とることのできる具体的に記されたものであるので、次に全文を掲載することにした。

#### 関宿領要水論

関宿城下、江戸町・台町ヨリ引続キ、下筋村々、年々田水相溢レ、田畑水腐レニ及ビ候程ノ儀ニ候ハ、畢竟悪水落シ口、川筋へ近キ故ニ候。往古ハ川床低ク候間、落チ口近クテモ水吐ケ宜敷キ処、近年川床高ク相成リ候ニ付キ、聊カノ雨続キニテモ、落口フサガリ、田畑ニ及ビ水腐レ候。コレニヨリ右悪水、関宿領東高野村ヨリ、中戸村田耕地へ堀リ抜キ、柏寺村往還小堤通り等取跡ヨリ、御領所次木

村悪水路へ落シ込ミ、親野井村地内へ懸リ、木間ヶ瀬村悪水路ヲ過ギ、阿部沼へ落シ、中里村・船形村流作地・小山新田東縁古利根川跡ヨリ、筵打村飛地落口へ入樋ヲ伏セ、常陸川へ吐キ落シ候へバ、必定右村々水腐レヲ免レ申ス可シ。則チ江戸町ヨリ此ノ処迄、里数丸五里余モコレ有ル可キニ付キ、勾配ノ差、必ズ下へ丈余ニ及ビ申ス可シ。且、関宿城裏三軒屋ト申ス処ヨリ用水ヲ懸ケ、同所迄引キ候へバ、早ノ節ハ勿論、高場ノ耕地、水利ニ乏シキ場所、四方仕付自由ニ出来、悉ク良田ニ相成リ申ス可ク候。則チ水源五里余ノ川上ヨリ引キ入ルル故、下筋村々用水ヲ望ミ、場所何里先ニテモ分流自在ニ付キ、定メテ追々分水ヲ乞ヒ、後ニ八十里モ十五里モ水道走り候様相成ル可シ。即チ用水悪水共一筋ニ落チ込ミ候ニ付キ、水旱共憂ヲ免ルニ付キ、両便ノ謀ニ候。第一御領所木間ヶ瀬村、凡ソ八百俵モ收納コレ有リ、耕地右用水ヲ以ッテ、年々仕付ケ差シ支ヘコレ無く、コレニ加ヘ同村東坪地ハ、低地ノ耕地ニシテ、右同領分程ノ場所、是レ又水腐レ免レ申ス可シ。此ノ低地ノ儀ハ年々出水ノ筋、古利根川跡ヨリ、中里村・船形村流作へ逆流、阿部沼へ開キ、悪水ノ口ヲサエギリ候ニ付キ、年々仕付ケ相成ラズ候。然ルヲ出水ノ節古利根川ノ跡ヲ塞ギ、逆流ヲ留メ得バ、悪水差シ滞ラズ、是レ迄ノ沼成マデモ開發ニ相成リ申ス可シ。此ノ益莫大ニ候。殊ニ中里村・船形村逆流ノ水押ノ憂ヒコレ無く、凡ソ式百町歩程ノ秣場荒野地等、至ッテ宜シク候ニ付キ開發致シ候へバ、極上ノ良田トモ相成ル可ク候。水路無キハ元和（一六〇〇年代）以前ノ古利根川跡ニテ、即

チ古利根川ハ、房川御関所前ヨリ五ケ(霞?)村通り、関宿城中、ソレヨリ此ノ度ノ用悪水路へ懸リ、中程印旛沼ノ南ヲ斜ニ透リ、師戸ニ至リ佐倉ノ地ヲ過ギ、東上総ノ海へ落チ候由。然ラバ此ノ筋ヲ逐ヒテ用悪水路ヲ引キ候ハ、往古水性ニ従ヒ順道ニ有ル可ク候。其ノ余功ヲ以ッテ、関宿城下江戸町・台町外五ヶ村、永代ノ水腐レヲ通レ、其ノ上小山水田へ用水ヲ引キ懸ケ候へバ、畑ノ分迄モ雨乞ヒ取りノ場所相成ル可シ。都合拾八箇村ノ便利ニ迄至ル。然ルヲ以ッテ見込通り小田水田ヨリ下筋村々ヨリモ用水ヲ望ミ、追々下へ下へト引キ候様ニ相成リ候へバ、阿部沼ノ儀少シモ人力ヲ費ヤサズ、別シテ重法ヲ説カザルモ自然ニ新開發出来、村方ハ勿論、竟ニハ公儀莫大ノ御益ニ相成リ申ス可シ。都而用悪水等ニ普請ハ縦令一領ノ益ニ成ルトモ、他領ノ差シサハリニ相成リ、又、各数ヶ村ノ便利ニ候トモ、一両村ノ禍ニモ成ル儀ニテハ、全クノ良計トハ申シ難ク候ニ付キ、新規ノ義ハ容易ニ企テ難ク候得トモ、前書ノ普請ハ少シモ差シサハリモ無く、公儀御益筋ニ随ッテ私領村マデ永代ノ農業益ニ相成リ候間、何卒庶民ノ為ノ成就仕り度キコトニ候 以上

関宿用悪水堀の整備開削に関する永代利用の計画案である。この大きな案が成功した理由として、次の諸点が考えられる。

- 一、藩主久世広周が当時西之丸老中職にあり、幕府内で力があり、金一万兩を五十か年賦で借用できたこと。
- 二、翁が関八州、特に関宿に集まってくる水の流れに関する研究に詳しく「利根川沿革考」にみるように熟知していたこと。

三、計画が関宿藩のみでなく、天領地にも莫大な利益をもたらす計画であったこと。

四、一時しのぎの普請でなく、永代を考慮しての普請であったこと(現在も尚立派に農業用悪水落堀として生きている)。

五、普請に当たって藩の権力によらず、地元の名主・組頭・百姓代・地主等との協議を度々行い、十分な理解のもとに実施したこと。

嘉永元(一八四八)年十月より普請を開始したが、村方からの抵抗が強く再び村方の理解を得るための、趣旨の説明等に時を割かなければならなかった。翁の苦悩の日々が続いた。この時、常陸筑波郡小田村名主長島慰信(仁左衛門、仁斉とも称す)の門をたたき、その学説・方法等について慰信より伝授され、自分の従来の研究とを複合せ、必ず成功をさせ得る自信を持ったと考えられる。長島慰信との出会いは、翁にとって何よりの収穫であった。慰信も又自分の学問を伝達し得る人物に会えたことを非常に喜んでることが、慰信の記録にある(慰信との関係については別稿)。

嘉永二(一八四九)年には、下納谷を始め、台町・元町・東高野村・西高野村・新田戸村・中戸村の名主・組頭・百姓代を数回にわたって、この普請の収公と仕法について趣旨説明を根気よく行い、理解と協力を求めたのである。特に富農である地主階層による利害関係(隠し田)から生ずる抵抗が、翁を悩ませたようである。

村中ニテ富メル者ハ、スベテ其ノ村ノ良田ヲ選リ抜キニシテ、所持致シ居リ候。(中略)其ノ所持スル良田、多分新田ニテ、石盛低ク、

取箇輕ク、然ル上是レヲ数拾町所持シ、貧民へ貸小作致サセ置キ候。

云々

右史料の如く、地主階層に当たると思われる者（富農と限らず富商等も含まれると考えられる）、が実入りのよい田畑を多く所持し、更に荒地地を入手しては新田を起こして、数拾町歩にも及ぶ「隠し田」を保有し、これを貧農に貸与し、小作料を徴収していたことなどもあり、極めて困難な出足とならざるを得なかった。更に貧農階層には古百姓が多く、先祖以来の持田畑が、水災害により荒地化し、収穫量も少なく、いわばどん底の生活に追いやられ、貧富の格差は驚く程であった。この貧富の差を解消し、すべての農民を豊かにすることも、又、翁の「田制学（農政学）」の基をなすものであった。

嘉永三（一八五〇）年十月、「用悪水落堀」の大普請は完成した。翁はこの功により、藩より二十石の加増を受け、百七十石となった。「水土功績碑文」次のように刻されている。

嘉永三年十月落堀竣ヲ告グ。公（広周）之ヲ褒シ、先生ニ禄貳拾石ヲ益ス。遂ニ均班シテ其ノ田ヲ賜ヒ、兼併之徒ヲシテ、其ノ私ヲ得ザラシム。民大イニ喜ブ。

その後、嘉永四（一八五一）年より同六年にわたって、田地配分の為の軒数調査を行い、更に、新田検地を行い、古田と照応の上、小作人・地主等の数を明確にし、十分考慮の上、村方に対し石盛を示し、年貢料を決定し、その上畑方も復旧し、町方の夫食の自給を可能にし、「潰跡相続人」も数十軒出来云々と、人口の増加を認められるようになり、漸

く具体的に普請後の良い方向での姿が見られるようになった。翁には、数多くの農政関係の名著があるが、その基本理念は「我が班田ノ法ハ田畑ノ人別ノ多寡ニ応ジテ、割リ渡シ六ヶ年目ニ帰授シ、民ノモノトセズ、天下ノモノトシテ、私ノ授受ハナラヌ様ニシ、兼併ノ弊無く、貧富ヲヒトシクスル術ニテ、是ヲ第一ノ基本トスル」と翁の班田に関する主張である。特に著書の中で、よく多くの方によって研究され評価されている書物に「田法独合点」と「古今田制通考」が挙げられる。翁は田制学の基本を、一つには中国周時代の井田法と日本古来の班田法とを深く研究し、自分の研究の支柱としている。このことは結論的には、翁が最も重要なことを考えていた当時の土地制度に対する改革的意見を、いわゆる翁の「農一戸業一人力之事」の論を生み出す源泉と言えるものであったからである。このことについては改めて稿をおこすこととする。翁は又当時の農政を批判して「三不均」の農政と呼んでいる。その一は田畑の上・中・下の定め方。その二は土地所有が極めて不均等であること。その三は富民は良田を多く持ち、貧民は悪田にして少ないこと。これに対して税割は同じ割合であることの不合理性を改めなければ、真の財政改革は不可能であると説いている。

翁の偉大さに迫るには余りにも非力すぎたことを反省している。今後は翁の著書に出来るだけ多く触れ、関宿が生んだ大偉人を多くの人に知ってもらいたいと思っている。貴重な文献を提供していただいた船橋達治氏に厚く御礼申し上げます。

【参考文献】

- ・「船橋随庵取調書・獄中血書」（船橋達治蔵）
- ・「関宿町史研究」第3号（一九九〇年）関宿町教育委員会
- ・「長島慰信とその時代」（茨城県立歴史館）
- ・「船橋随庵関係文書」（茨城県立歴史館）
- ・「飯島博氏紀行文」（一九五五年）建設省

（前関宿町文化財保護審議委員）

関宿町の歴史を研究するに当たっては、随庵の著作を研究することは、極めて重要なことである。随庵の著作は、その時代の社会情勢や思想を反映しており、また、随庵自身の生活や思想を知る上で重要な資料である。随庵の著作は、その時代の社会情勢や思想を反映しており、また、随庵自身の生活や思想を知る上で重要な資料である。随庵の著作は、その時代の社会情勢や思想を反映しており、また、随庵自身の生活や思想を知る上で重要な資料である。

随庵の著作は、その時代の社会情勢や思想を反映しており、また、随庵自身の生活や思想を知る上で重要な資料である。随庵の著作は、その時代の社会情勢や思想を反映しており、また、随庵自身の生活や思想を知る上で重要な資料である。随庵の著作は、その時代の社会情勢や思想を反映しており、また、随庵自身の生活や思想を知る上で重要な資料である。